

「令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2024（令和6）年12月26日

埼玉県消費者団体連絡会

さいたま市および関係者の食の安全確保に向けた取り組みに敬意を表します。

公表されました「令和7年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全を確保する取り組みを進める立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

1. 食中毒の防止に関して

- (1) 6ページ（2）ア）カンピロバクター、ウェルシュ菌、サルモネラ菌など近年発生している食中毒事故の傾向を踏まえ引き続き対策を進めてください。猛暑や夏季の長期化、また食品の流通量が増加する年末に向けて、注意喚起や集中的な監視を強めるようお願いいたします。
- (2) 7ページ（2）カ）自然毒について言及され、消費者への注意喚起を書かれたことは、誤食等、最近増加傾向にあるので、食中毒防止に大切なことだと思います。せっかくの取り組みが広く市民にも伝わるような場面での注意喚起をお願いします。
- (3) 9ページ・11ページ いわゆる「健康食品」については、機能性表示食品において、製造施設の衛生管理上の問題から大きな事故が発生しました。その教訓をふまえ、製造現場における衛生管理の実態を把握し、不適切な場合は指導や助言を行ってください。また、虚偽誇大広告を禁止している「健康増進法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」など他の部局に関わる課題もあるため、庁内連携による監視や対応を進めてください。
- (4) 10ページ 収去等検査計画 放射性物質の検体数の減少は理解できますが、食品添加物や動物用医薬品、その他でわずかですが減少しています。検体数は減らさないでください。
- (5) 12ページ（2）と畜場等の衛生指導に係る検査 令和6年度の記載よりわかりやすく、見やすくなりました。市内に食鳥処理施設がなくなったことも確認できました。引き続き、よりわかりやすい記載になるよう要望します。
- (6) 16ページ（3）食品衛生に関する情報発信 コロナ禍が収束して、政令市であるさいたま市においては多くのイベントが再開されています。また、大宮の繁華街や大型ショッピングモールなど、飲食店の数も県内随一です。食品の安全確保のため、注意喚起や必要な監視をお願いします。

2. 市民への情報提供に関して 14ページ～

- (1) 機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」については、誇大と思われる広告が大量かつ長期にわたり続いているため、間違った認識が県民・消費者に浸透していると考えられます。適切な情報の、継続的な発信をお願いします。
- (2) いわゆる「健康食品」も含め、市民が食品表示や異変に気付いた場合の相談・通報の窓口等の連絡先の周知を強めてください。
- (3) 食の安全について、市民が正しい知識を持てるよう、情報発信やリスクコミュニケーション、市民との意見交換の場を増やしてください。
- (4) 食品ロス削減との関連で食品のお持ち帰りについて議論が行われていますが、家庭内に起因する食中毒を防止する観点から、家庭内での食品の取り扱いの注意点や異変があったときの対応等の周知をお願いします。
- (5) さいたま市消費者団体連絡会の構成団体のひとつである生協の商品検査施設では、学校など教育機関の協力を得て、年間5000人を超える児童生徒が見学や体験企画に参加しまし

た。市民が食品の安全について学べる施設情報の提供をお願いします。

3. 監視指導体制の確保に関して 1ページ～

- (1) 施策の柱である HACCP の推進について、法改正により新たに対象となった施設への監視指導、中小事業者への導入・定着、講習会等の実施が適切に実施できるよう、必要な体制確保とそのための予算措置をお願いします。
- (2) 人口や店舗数が多いさいたま市で、食品衛生監視指導について、十分な体制がとれるよう、人員の確保を要望します。